

## 指定管理者の指定に関する決議

公の施設の指定管理者に関する議案は、住民サービスを効果的、効率的に提供するためにも、計画的な手続きに則り提出されるべきものである。しかしながら令和6年12月定例会では、指定管理者の指定および債務負担行為補正に関する議案が追加上程され、当初の会議日程および審査に大きな影響を与えた。

その中で、公の施設の指定管理者の指定（ヘルシーパーク裾野）の議案は、現指定管理者との間で解決していない協議事項があることが、委員会審査において判明し、さらなる慎重審査が必要なことから継続審査となった。

公共サービスの水準を確保する上で最も適切なサービス提供者を指定する指定管理者の指定は、公の施設の適切かつ安定的な運営確保の重要事項であり、審査や評価には適切な時期に十分な日程を確保する必要があることから、事務執行に対して本年度中の改善を強く求める。

1. 指定管理者制度にかかる事務執行は、その運用に関する指針に示す標準スケジュールに基づき進行し、その進捗を全庁で共有し、管理を徹底できる体制を構築すること。
2. 指定管理者制度の運用に関する指針に基づく事務執行において、その進捗や手続きに変更を要する場合には速やかに議会に報告を行うこと。
3. 今回、指定管理者との施設改修に伴う協議に課題を残したことから、今後の指定管理者との基本協定書の締結においては、必要な対応や手続き等の必要事項について、協定書等に反映するなど見直しを行うこと。

また、指定管理者との協議に時間を要する事案等が生じた際には、速やかに議会に報告すること。

以上、決議する。

令和7年1月10日